

# 『道場町地区防災計画』

2020年3月(第二次改訂版)

発行：道場町連合自治会

# 目次

## はじめに

### 第1章 道場町地区防災計画の基本事項

- 1 計画作成主体と対象地区.....1
- 2 計画の基本的な考え方.....1
- 3 地区の概要.....2
- 4 計画の活動内容.....4

### 第2章 災害発生時の対応

- 1 道場町災害対策本部の設置.....5
- 2 災害対策本部の機能等.....5
- 3 災害の対応区分等.....6
- 4 災害時にすべき主な活動(風水害の場合).....7
- 5 災害時にすべき主な活動(地震の場合).....10
- 6 要援護者の支援活動.....12
- 7 避難所での健康管理.....13
- 8 基本的な避難行動.....14
- 9 避難を考えるタイムング.....15
- 10 各地区避難場所一覧.....15

### 第3章 平常時の取り組み

- 1 緊急避難場所・避難所及び緊急待避所の備蓄物資等配備状況.....16
- 2 家庭内の備蓄品.....17
- 3 非常時の持出し品チェックリスト.....17
- 4 災害用チェックリスト.....17
- 5 地区防災計画連絡体制.....18
- 6 防災訓練の実施・検証.....19
- 7 防災意識の普及啓発と人材育成.....20
- 8 道場町地区防災計画(啓発版).....21

## おわりに

## はじめに

平成 30 年 3 月に策定した「道場町・新まちづくり(里づくり)基本計画」に基づき、防災・減災のまちづくりの一環として、いざというときに、誰もが混乱なく適切な行動が取れるよう、地区の実情に即した「道場町地区防災計画」(第二次改訂版)を作成する。この地区防災計画により、“みんなのでつくってみんなで実践する、みんなの命を守るためにみんなで実践する”という心構えのもとに、地域住民が力を合わせて効果的、継続的な防災活動を実施し、更なる地域防災力の向上を図るものとする。

## 第 1 章 道場町地区防災計画の基本事項

### 1 計画作成主体と対象地区

#### (1) 計画の作成主体

計画は次の団体が作成する。

道場町連合自治会(道場町地区防災計画策定会議)

#### (2) 計画の対象地区

計画の対象は神戸市北区道場町の全地区とする。

[ 生野地区、塩田北部地区(自彊、川北)、塩田南部地区(南所、揚誠会、城谷)、平田地区、道場地区(道場第一、道場第二、道場第三、道場第四、道場第五)、城ノ越地区、日下部地区(日下部町部、日下部中央、日下部城南・脇寺、日下部城南・新脇寺、日下部城南南) ]

### 2 計画の基本的な考え方

#### (1) 地域コミュニティ主体のボトムアップ型の計画

本計画は地域住民等により、自発的に行う防災活動に関する計画とともに、地域住民等の意向を強く反映したボトムアップ型の計画とする。



(2) 地区の特性に応じた計画

本計画は地区の特性（自然特性・社会特性）や想定される災害（風水害、土砂災害、地震災害）を踏まえて作成する。

(3) 継続的に地域防災力を向上させる計画

本計画に基づく防災活動を実践し、その活動が形骸化しないように評価や見直しを行い、継続することが重要であることから、適宜見直しを行うこととする。

### 3 地区の概要

道場町地区は、武庫川本川をはじめ、有馬川、有野川、西川、船坂川・羽束川の6河川の流域に位置し、災害リスクの高い地域環境にあり、過去から度々、台風等による洪水災害が発生している。また、土砂災害警戒区域や土砂災害特別区域も広範囲にわたっていることから、土砂崩れや土石流等の土砂災害が危惧される状況にある。

(1) 人口

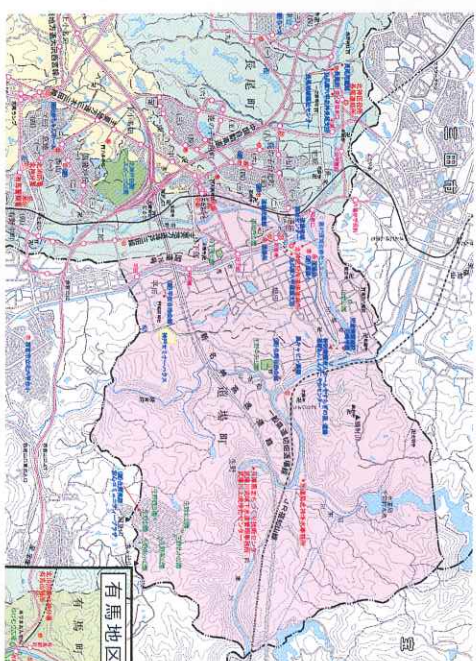
	生野	塩田	平田	道場	日下部	計
世帯数(世帯)	118	462	65	135	917	1,697
人口(人)	230	936	149	275	1,891	3,481
男性(人)	113	451	63	122	930	1,679
女性(人)	117	485	86	153	961	1,802

〔令和2年1月末住民基本台帳〕より

(2) 高齢化率

	生野	塩田	平田	道場	日下部	計
世帯数(世帯)	118	462	65	135	917	1,697
人口(人)	230	936	149	275	1,891	3,481
65歳以上(人)	88	426	83	91	429	1,117
高齢化率(%)	38.3	45.5	55.7	33.1	22.7	32.1

〔令和2年1月末住民基本台帳〕より



「神戸市北区のホームページ」より



### (3) 道場町の過去の災害

■平成 16 年 10 月 台風 23 号



武庫川左岸越水管所

■平成 26 年 9 月 台風 11 号



武庫川・羽束川合流点家屋浸水箇所



武庫川左岸損壊箇所



羽束川右岸越水管所

■平成 30 年 7 月 豪雨



羽束川右岸損壊箇所



武庫川左岸損壊箇所



武庫川浄化センター下流左岸損壊箇所

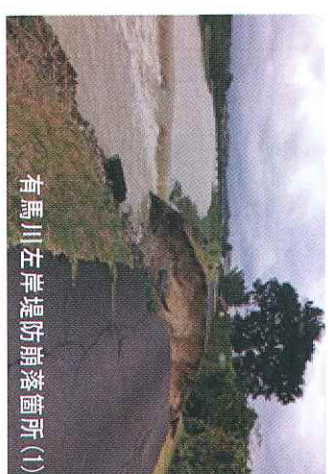


廣瀬橋橋詰護岸崩落箇所 (1)

■平成 30 年 8 月 台風 20 号・21 号



有野川新道場大橋下流右岸損壊箇所



有馬川左岸堤防崩落箇所 (1)



有馬川左岸堤防崩落箇所 (2)



廣瀬橋橋詰護岸崩落箇所 (2)



#### 4 計画の活動内容

平常時、発災直前、災害時、復旧・復興期の各段階で想定される防災活動を設定するとともに、各段階で、行政関係者、学識経験者等の専門家のほか、消防団、各種地域団体、ボランティア等と緊密な連携を図るために、定期的に意見・情報交換会議を開催する。

平常時	発災直前	災害時	復旧・復興期
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 緊急避難場所、緊急待避所等の確認</li> <li>② 避難路の確認</li> <li>③ 危険箇所の把握</li> <li>④ 定期的な防災訓練</li> <li>⑤ 連絡体制の整備</li> <li>⑥ 要援護者の支援等、地域で大切なことの整理</li> <li>⑦ 食料等の備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 情報収集・共有・伝達</li> <li>② 状況把握</li> <li>(見回り・住民の所在確認等)</li> <li>③ 防災気象情報の確認</li> <li>④ 避難判断、避難行動等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 身の安全の確保</li> <li>② 出火防止、初期消火</li> <li>③ 住民間の助け合い</li> <li>④ 救出及び救助</li> <li>⑤ 率先避難、避難誘導、避難の支援</li> <li>⑥ 情報収集・共有・伝達</li> <li>⑦ 物資の仕分け・炊き出し</li> <li>⑧ 避難所運営、在宅避難者への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被災者に対する地域コミュニティ全体での支援</li> <li>② 行政関係者、学識経験者等が連携し、地域の理解を得て速やかな復旧・復興活動を促進</li> </ul>
消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携			

## 第2章 災害発生時の対応

### 1 道場町災害対策本部の設置

次のいずれかに該当する場合は、道場町災害対策本部を設置する。

- (1) 震度5弱以上の地震が発生した場合（地震による災害が発生し、被害が拡大する恐れがある場合）
- (2) 大雨特別警報（土砂災害、浸水害）が出された場合
- (3) 上記の他、道場町に大きな被害発生が想定される場合

### 2 災害対策本部の機能等

- (1) 災害対策本部の機能  
災害対策本部として有効な災害対策を実施するために、被害状況・対応状況などを収集・整理・伝達するとともに、行政との連絡調整を行う。

- (2) 災害対策本部の構成

- ① 本部長 道場町連合自治会長
  - ② 副本部長 道場町防災福祉コミュニティ会長、北消防団道場支団長
  - ③ 本部長 道場町連合自治会副会長・会計、道場町防災福祉コミュニティ副会長、北消防団道場支団副支団長
- 北消防団道場支団本部分団長、道場町防災福祉コミュニティ本部長

### 3 災害の対応区分等

区分	道場町災害対策本部の設置箇所	地区災害警戒本部設置箇所	防災行政無線(屋外7C-1カ)設置箇所	防災行政無線(3)型受信機設置箇所	防災資機材倉庫	耐震性防火水槽
本部	道場連絡所 (北消防団 道場支団本 部設置所)	生野自治会館	生野自治会館	連合自治会会長 連合自治会副会長 防災福祉コミニティ会長	生野自治会館倉庫	—
生野						
塩田北	道場連絡所 (北消防団 道場支団本 部設置所)	塩田八幡宮 照願寺	塩田住宅	自彊自治会会長 川北自治会会長	—	照願寺
塩田南		道場連絡所	道場連絡所	南所自治会会長 城谷自治会会長 揚誠会自治会会長	道場連絡所水防倉庫	城谷地区1箇所 南所地区2箇所
平田	道場連絡所 (北消防団 道場支団本 部設置所)	平田自治会館	平田自治会館	平田自治会会長	平田自治会館倉庫	—
道場		道場集会所	道場連絡所	道場第一・第二・第三・第四・ 第五自治会会長 城ノ越自治会会長	道場集会所	道場西公園
日下部	道場連絡所 (北消防団 道場支団本 部設置所)	日下部町部集会所 日下部ふれあい会館	天神ノ元公園	日下部町部自治会会長 日下部中央自治会会長 日下部城南・脇寺自治会会長 日下部城南・新脇寺自治会会長 日下部城南・南自治会会長	—	西大久保公園 天神ノ元公園



## 4 災害時にすべき主な活動

### 風水害の場合



#### 【災害発生前】

- (1) 地区災害警戒本部の設置
- 台風の最接近前に、各地区で地区統括者(自治会長)を中心として地区災害警戒本部(以下「地区本部」という。)を設置し、地区統括者は、連合自治会長に地区本部の設置を報告するとともに、地区本部構成員により情報収集班等を編成する。
  - 地区本部に防災マップや災害時要援護者マップなどを配置するとともに、メンバーで情報を共有するためにホワイトボードや模造紙を準備する。
- (2) 情報収集・伝達
- 情報収集班は、ラジオ、テレビ、防災行政無線等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集し、収集した情報を地区統括者に伝達するとともに、その情報をメンバーで共有する。
  - 洪水や土砂災害の危険が予測され、避難準備情報等が発令された場合は、各地区の避難所開設担当者は、速やかに避難所を開設するとともに、地区災害時情報連絡網により地区住民(災害時要援護者を含む)に避難を伝達する。
- (3) 災害時要援護者の避難誘導
- 自ら避難することが困難な災害時要援護者については、各地区の支援者により避難誘導を行う。
- (4) 資機材等の確保
- 災害発生時に備えて、防災資機材や飲料水・非常食などを確保する。



【災害発生直後】

(1) 災害対策本部の設置・指揮

- 災害対策本部設置要領に基づき、道場町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、本部長は、本部設置を区役所に報告するとともに、本部構成員により情報収集班等を編成する。

- 本部に防災マップ、災害時要援護者マップなどを配置するとともに、メンバーで情報を共有するためにホワイトボードや模造紙を準備する。

- 情報収集班は各地区の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各地区本部に活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 各地区本部の活動人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

(2) 地区ごとの災害対応

- 災害活動が可能な地区住民は、地区本部に集結する。
- 地区統括者は、地区本部構成員及び集結してきた地区住民により、救出・救護などの災害に応じた災害対応班を編成する。

(3) 情報収集、安否確認

- 各地区本部は、有線電話、携帯電話等により、地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行い、速やかに本部に報告する。

- 事前に用意している災害時要援護者マップにより、要援護者の安否確認を行う。

- 事前に用意していない場合は、民生委員・児童委員等と協力し要援護者の安否確認を行う。

※ ボア等に安否確認済みの目印をつける。また、安否不明者宅には連絡票を張るなど区別する。

(4) 救出・救護

- 二次災害に注意しながら、地区単位で防災資機材等を使用し、被災者を救出する。

- 被災者が負傷している場合は、可能な限り止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

(5) 区役所・消防署への連絡

- 本部は、被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡するとともに、避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝達する。

(6) 避難所の開設

- 避難所の開設に伴い、学校関係者や区役所職員と協力し避難者の対応を行うとともに、避難者名簿を作成する。



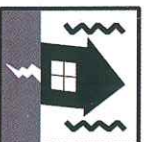


【災害発生から数時間～3日ぐらいまで】

- (1) 役割分担の見直し
- 地区本部構成員等の集結状況や災害の状況に応じて役割の見直しを行う。
- (2) 避難所の運営
- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。
  - 災害時要援護者に配慮する。(要援護者本人や家族の意向を踏まえ、避難所内に一般避難者と区分した要援護者のための避難場所を設けるなどの対応等)
  - 福祉避難所を必要とする人については、避難所を巡回する区役所の保健師へつなぐ。
- (3) 生活情報の収集
- 生活情報の収集を行い、住民に周知する。
- (4) 防火・防犯パトロール
- パトロール班を結成し、可能な限り交代で地域内のパトロールを行う。

## 5 災害時にすべき主な活動

### 地震の場合



#### 【災害発生直後】

##### ■ 個人の行動～地震発生直後の安全の確保

- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで情報の確認を行う。

##### (2) 地区ごとの災害対応

- 災害活動が可能な地区住民は、各地区本部に集結し、数名で班を編成し災害活動を行う。
- 地区統括者は、集まってきた地区住民で消火や救助などの災害に応じた班を編成する。

##### (3) 情報収集・伝達

- 情報収集班は、ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 防災行政無線等により収集した地震情報等は、情報収集班により地区統括者に伝達する。
- 地区統括者は、地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。  
※ 地震時は有線電話、携帯電話は使用できない場合を考慮しておく。

##### (1) 災害対策本部の設置・指揮

- 災害対策本部設置要領に基づき道場町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、本部長は、本部構成員により情報収集班等を編成する。
- 本部に防災マップ、災害時要援護者マップなどを配置するとともに、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 情報収集班は、各地区本部の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各地区に活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 各地区本部の活動人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。





## (4) 安否確認について

- 事前に用意している災害時要援護者名簿に基づき、安否確認を行う。
- 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。
  - ※ ドア等に安否確認済みの目印をつける。また、安否不明者宅に連絡票を張るなどにより区別する。

## (5) 消火活動

- 出火場所を確認する。
- 消火活動人員の割り振りをする。
- 各地区で耐震性防火水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。
  - ※ 火災の規模によっては消火器やバケツリレーで消火する。

## (6) 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら、各地区で防災資機材を使用し、被災者を救出する。
  - ※ 救出にはジャッキやバール等の資機材を使用する。
- 被災者が負傷している場合は、可能な限り止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

## (7) 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時要援護者の避難支援を行う。
- 支援者の割り振りをする。

## 6 要援護者の支援活動

### 【道場町に大雨などで、避難所に避難しなければならない時は】

連合自治会長から各地区自治会長に、各地区自治会長から要援護者の避難支援者に連絡を行う。避難支援者から登録されている高齢者等へ避難情報を伝達する。

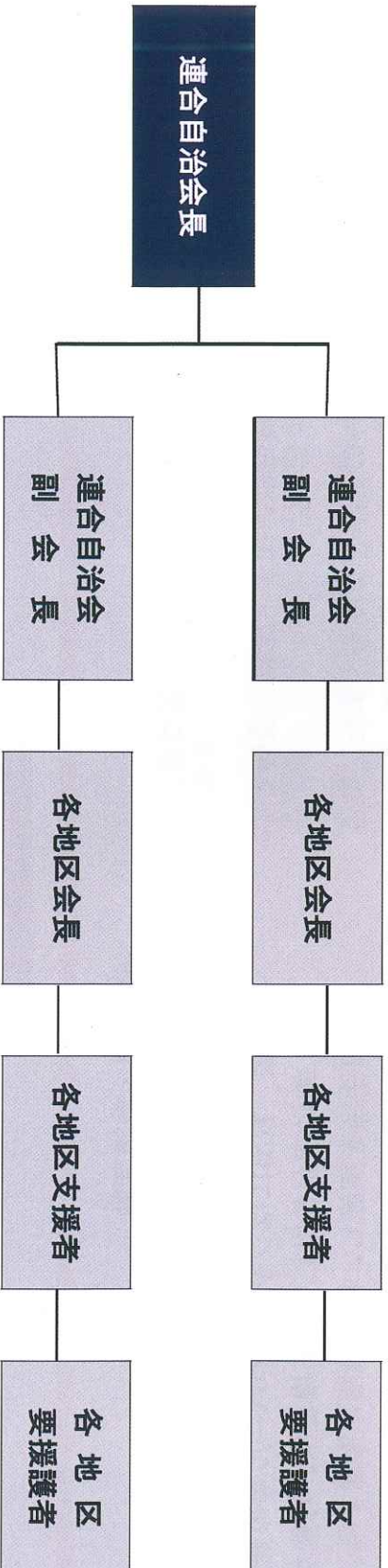
### 【高齢者等の安否確認や避難支援】

避難支援者は、状況に応じて登録されている高齢者宅等を訪問し、安否確認や避難所までの避難支援を行う。また、近所で災害時に一人で避難することが困難な方がおられる場合は、近隣住民に避難支援の協力を依頼する。

### 【避難所についてお願いしたいこと】

災害時に開設される避難所の場所を日頃から確認しておく。  
避難所のルールを守り、各自が過ごしやすい避難生活を心がけるとともに、特に、要援護者の方の手助けをする。

### 《災害時要援護者支援連絡体制》





## 7 避難所での健康管理

### 感染症

冬季の場合には、集団生活をする避難所では風邪やインフルエンザなどの感染症が広がりやすくなる。

### 予防対策

- こまめにうがいや手洗いを励行する。
- できるだけマスクを着用する。
- 下痢をしている人は脱水状態にならないよう水分補給する。

### エコノミー症候群

長時間足を動かさないうでていることで足の静脈に血栓（血の塊）ができ、歩き出した後などに血栓の一部が血流に運ばれて肺や脳の血管をふさいでしまう病気である。

### 予防対策

- できるだけ体を動かす。
- 座ったままでも、足の指やつま先を動かす。
- 十分な水分をとり、脱水症状にならないようにする。
- 避難所ではゆったりとした服装で過ごす。

### 一酸化炭素中毒

狭い屋内でストーブや発電機などを長時間使用すると、一酸化炭素中毒になる危険性がある。

### 予防対策

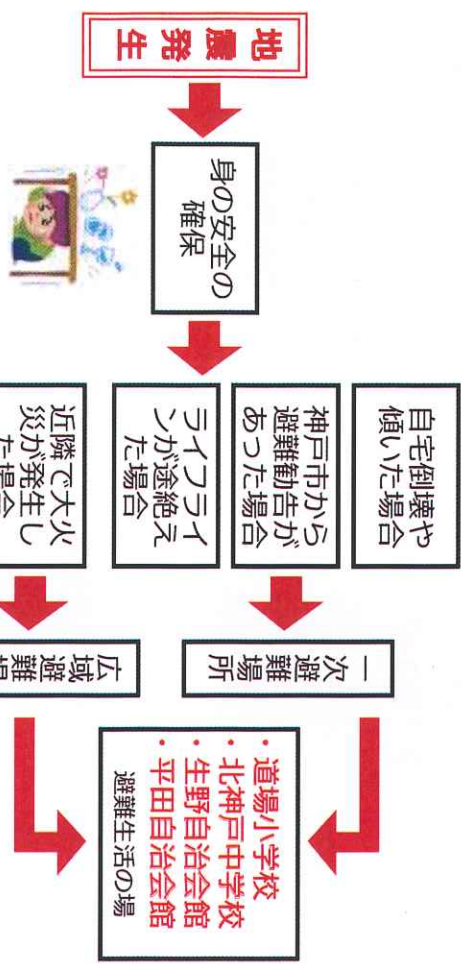
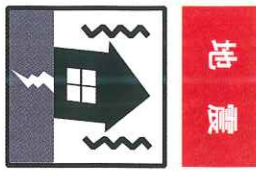
- こまめに窓を開けるなど、換気をする。
- 暖房機器についている排気口に異常がないか確認しておく。

## 8 基本的な避難行動

災害が発生した場合の基本的な避難行動を地域住民に周知徹底する。

警戒レベル	避難情報等	避難行動等	警戒レベル相当情報(例)
<b>警戒レベル5</b>	<b>災害発生情報</b> (市町村が発令) <small>※災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令</small>	既に災害が発生している状況。 <b>命を守るための最善の行動をとる</b>	<b>警戒レベル5相当</b> 氾濫発生情報 大雨特別警戒等
<b>警戒レベル4</b>	<b>避難勧告(緊急)</b> (市町村が発令) <small>※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令</small>	<b>速やかに避難先へ避難。</b> 避難場所まで移動が危険と思われる場合、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難する	<b>警戒レベル4相当</b> 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等
<b>警戒レベル3</b>	<b>避難準備・高齢者等避難開始</b> (市町村が発令)	避難に時間を要する人(高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難。その他の人は、避難準備を整える	<b>警戒レベル3相当</b> 氾濫警戒情報 洪水警戒等
<b>警戒レベル2</b>	<b>洪水注意報</b> <b>大雨注意報等</b> (気象庁が発令)	避難に備え、ハザードマップ等により自らの避難行動を確認する	
<b>警戒レベル1</b>	<b>早期注意情報</b> (気象庁が発令)	災害への心構えを高める	

**注意点!**  
外出することによってかえって命に危険が生じる場合は、自宅内のより安全な場所へと避難



**注意点!**  
二次災害を防ぐために必ず「ブレーカー」を落として家を出る。(電気が復旧した時に火災がおきる可能性があるため)



## 9 避難を考えるタイミンズ

災害が発生した場合、どのようなタイミンズで避難すれば  
良いかの判断材料を知っておく。

### 避難を考えるタイミンズ

災害から身を守るために、いつ・どんな行動をするのかを確認し、避難の  
タイミンズを考える判断材料にしてください。

低

危険度

高

注意報

警報

特別警報

気象情報等の  
情報収集開始

気象情報  
(気象庁)

避難  
情報  
(神戸市)

**避難準備  
高齢者等  
避難開始**

**避難勧告**

**避難指示  
(緊急)**

大雨警報発表中に土砂災害の危険  
性が高まった場合に気象庁と都道  
府県が共同で発表する情報

避難の準備や  
避難に時間を  
要する人は避  
難を開始！

速やかに安全  
な場所へ避難！

ただちに安全  
な場所へ避難！

**もしも！！**

- 避難が遅れたら、建物の2階以上などの浸水や土砂が流れ込む恐れのない屋内の少しでも安全な場所に避難！
- 浸水想定区域・土砂災害警戒区域に住んでいる場合、気象情報や避難情報等をもちに早めの避難や、避難勧告が発令されたら必ず避難！
- 高齢者や乳幼児と同居していて避難に時間がかかるとした場合、避難準備・高齢者等避難開始が発令された時点で避難を開始！

## 10 各地区避難場所一覧

各地区避難場所の一覧表(自分の地区はどこに避難すれば  
良いかを事前に把握しておく。)

### 避難場所の一覧

地区	避難場所	1000年 に1度の 場合	100年 に1度の 場合	一時的 な避難の 場合	凡例
生 野	尼崎学園	○	○	○	■
	北神浄水事務所	○	○	○	■
	生野自治会館 ※	○ <sup>[2Fのみ]</sup>	○	○	●
塩田北	尼崎学園	○	○	○	■
	道場小学校 ※	○ <sup>[2Fのみ]</sup>	○	○	■
	北神戸中学校 ※	○	○	○	■
	塩田八幡宮 但南建設㈱ マンション 照願寺	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	● ● ▲
塩田南	尼崎学園	○	○	○	■
	道場小学校 ※	○ <sup>[2Fのみ]</sup>	○	○	■
	北神戸中学校 ※ 道場連絡所 JAふれあい会館	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	■ ■ ■
平 田	平田自治会館 ※	○	○	○	■
	神戸セミナーハウス	○	○	○	■
道 場	北神戸中学校 ※	○	○	○	■
	道場集会所	○	○	○ <sup>[2Fのみ]</sup>	▲
日下部	北神戸中学校 ※	○	○	○	■
	恒生病院	○	○	○	■
	日下部町部集会所 日下部ふれあい会館	○ ○	○ ○	○ ○	■ ●

■ 1000年に1度とは→1000年に1度の最大規模の浸水想定風水害・土砂災害の場合

■ 100年に1度とは→100年に1度の計画規模の浸水想定風水害・土砂災害の場合

■ 一時的な避難とは→災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所

■ ※は神戸市が指定している緊急避難場所



### 第3章 平常時の取り組み

#### 1 緊急避難場所・避難所及び緊急待避所の備蓄物資等配備状況

(2020年3月現在)

##### ■緊急避難場所・避難所

【施設名】	保存水		アルファ 化米		クッキー		毛布		クッキー		粉ミルク		粉ミルク (発熱キット)		生理用品		紙おむつ (幼児用)		紙おむつ (大人用)	
	本	食	食	食	枚	枚	枚	枚	枚	枚	缶	箱	枚	枚	枚	枚	枚	枚		
北神戸中学校	216	100	140	200	200	1	10	720	960	50										
道場小学校	216	100	140	200	200	1	10	124	400	27										
平田自治会館	48	-	48	-	-	-	-	-	-	-										
生野自治会館	48	-	48	-	-	-	-	-	-	-										

##### ■緊急待避所

【施設名】	保存水		アルファ化米		ミニクッキー		フリース毛布		レジヤースシート	
	本	食	食	食	缶	缶	枚	枚	枚	
北神浄水事務所	24	20	20	12	12	10	10	10	10	
尼崎学園	72	60	60	36	36	30	30	10	10	
塩田八幡宮	24	15	15	12	12	10	10	10	10	
道場連絡所	24	20	20	12	12	10	10	10	10	
JAふれあい会館	24	15	15	12	12	10	10	10	10	
道場集会所	24	20	20	12	12	10	10	10	10	
日下部町部集会所	24	20	20	12	12	10	10	10	10	
恒生病院	24	20	20	12	12	10	10	10	10	
道場地域福祉センター(※二次待避所)	24	15	15	12	12	10	10	10	10	



## 2 家庭内の備蓄品

大規模な災害が発生した場合、救援物資がすぐに届くとは限らないので、最低限の食料と水は確保しておく。

- 食料はひとり最低3日分
- 飲料水は大人で1日2～30目安
- 非常食や水は、定期的に消費しては同じ量を買いつくすようにする。

## 3 非常時の持出し品チェックリスト

非常時の持出し品は、ひとりのリュックサックで常に準備しておき、チェックする。  
また、その他必要なものがあれば枠内に書き出しておく。

- |  |                                       |
|--|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 貴重品 (通帳、印鑑、健康保険証など) | <input type="checkbox"/> 防寒具          |
| <input type="checkbox"/> 現金                  | <input type="checkbox"/> 雨具           |
| <input type="checkbox"/> 携帯電話                | <input type="checkbox"/> タオル          |
| <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ               | <input type="checkbox"/> 着替え (肌着など)   |
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯                | <input type="checkbox"/> 歯ブラシ         |
| <input type="checkbox"/> 充電器、予備の乾電池          | <input type="checkbox"/> 軍手・ゴム手袋      |
| <input type="checkbox"/> ライター、マッチ            | <input type="checkbox"/> ポリ袋 (大・小) 数枚 |
| <input type="checkbox"/> 常備薬・お薬手帳            | <input type="checkbox"/> ティッシュペーパー    |
| <input type="checkbox"/> 救急薬品 (絆創膏など)        | <input type="checkbox"/> 赤ちゃん用品       |
| <input type="checkbox"/> 食料 (当日又は翌日の食料)      | <input type="checkbox"/> 生理用品、紙おむつ    |

※その他必要なもの

## 4 災害用チェックリスト

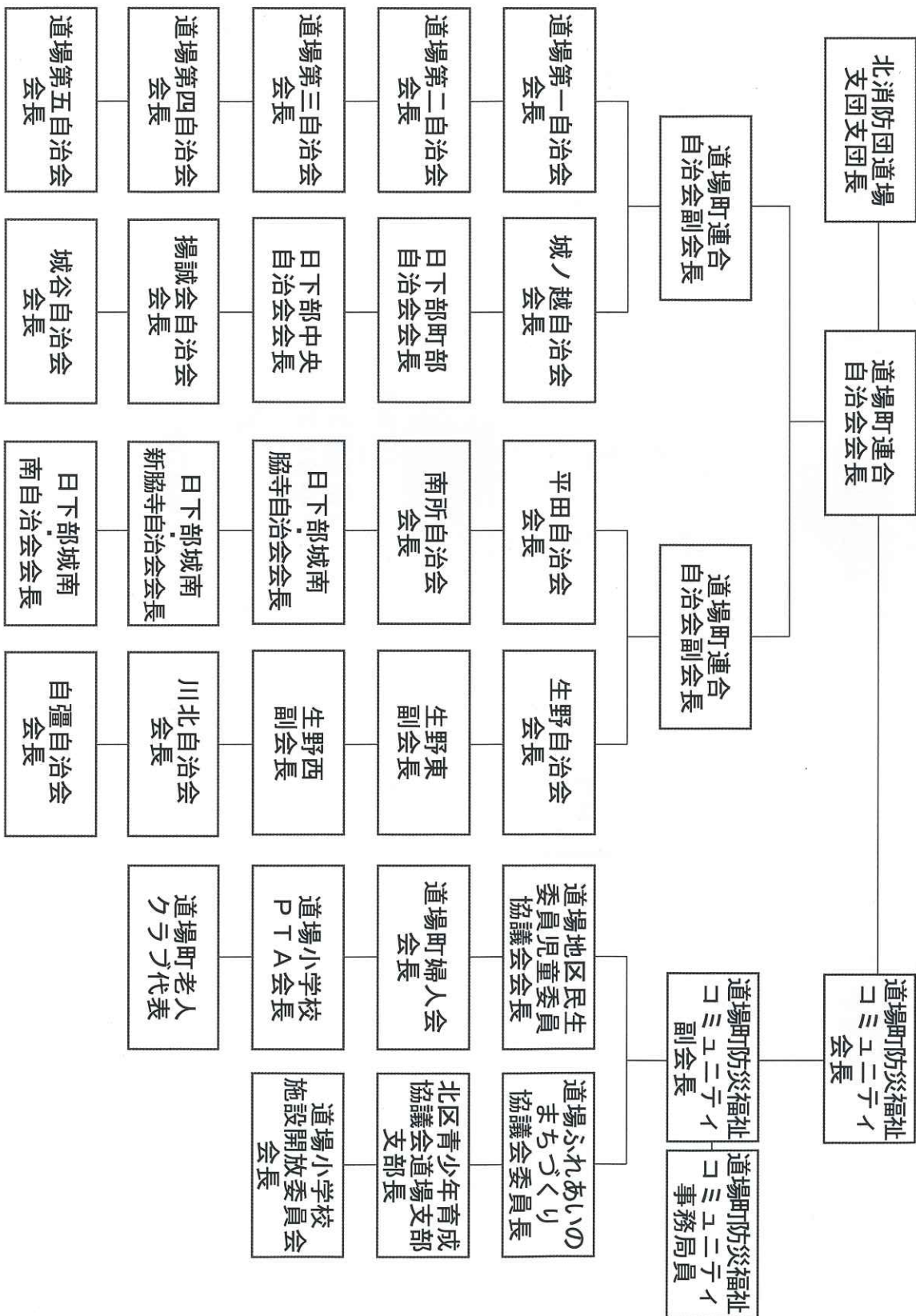
### ① 災害発生前にやるべきこと

- 住んでいる地域の危険性、緊急避難場所を確認する。
- 災害時、家族内で「いつ」「どこに」避難するかを決める。
- 災害時、家族でどのように連絡をとるか決める。
- 家族と避難経路を確認する。
- 備蓄や非常持出し品を準備する。
- 耐震診断、補強、転倒防止等の家庭内防災を行う。
- 地域とのコミュニケーションをしっかりとる。

### ② 災害発生後にやるべきこと

- TV、ラジオ、携帯電話などを用いて災害情報の収集を行う。
- 気象情報や避難情報を確認し、それに対応した行動をとる。

5 地区防災計画連絡体制





## 6 防災訓練の実施・検証

災害発生時に、地域住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう、区役所や消防署等と連携しながら、次の防災訓練を計画的に実施する。

【訓練の種類】	訓練の種類・内容	
個別訓練	情報収集・伝達訓練	必要な情報を収集し、防災関係機関等からの情報を地域住民に正しく伝達するための訓練
	消火訓練	消火器やバケツ、可搬ポンプを使用した初期消火訓練
	避難誘導訓練（要援護者支援訓練を含む）	災害が発生した場合でも速やかに安全な場所に避難するための訓練
	応急救護訓練	AEDの訓練やけが人の手当、搬送等の応急救護をするための訓練
	給食・給水訓練	災害時に、地域住民に円滑に救護物資や飲料水を配給するための訓練
総合訓練	防災資機材の整備・点検訓練	防災資機材を効果的に使用できるようにするための訓練
	地区災害警戒本部・災害対策本部の設置機能訓練	地区災害警戒本部、災害対策本部が機能するようにするための訓練
図上訓練	2以上の個別訓練について総合的に行う訓練 防災マップを活用し、地域の防災について地域住民同士が考えていくための訓練	



- 避難訓練実施後に、訓練結果を検証し次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要があれば計画の見直しを行う。
- 防災資機材を訓練時に使用した際は、残量の確認と、いつ発災してもすぐ使用できる状態で保管する。

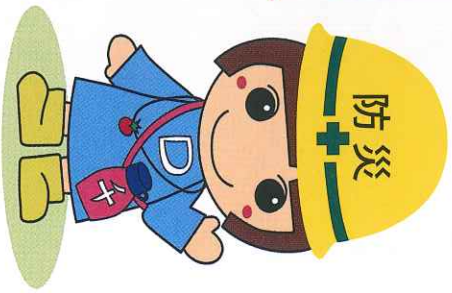
## 7 防災意識の普及啓発と人材育成

地域住民一人ひとりの防災意識を高め、地域全体で防災に取り組むことが地域防災力の向上につながることから、次のような取り組みを通じて地域住民の防災意識の啓発や、防災ジュニアの育成を含め地域防災の人材育成を図る。

取り組み項目		取り組み内容
クロスロードゲーム	中学生の参加を含めワークショップ形式で実施する。	災害時の切迫した状況の下での判断・行動について、多様な考え方があること、そのような状況への備えに気づきあうための二者択一式ゲーム。
防災運動会	町民運動会に防災種目を盛り込んで実施する。	消火リレー、バケツリレー、担架リレー等を演技種目に盛り込むとともに、昼間アトラクションでも防災クイズを実施し、幅広い年代の参加を促すもの。
災害図上訓練	多様な防災訓練の一環として実施する。	地区に災害が発生したことを想定して、収集した情報を踏まえ、災害の状況、予想される危険等を大きな地図に記入する訓練。
避難所運営ゲーム	新たな取組項目として実施する。	避難者の事情に応じて、避難所に見立てた平面図に適切に避難者を配置できるか、トラブルにどう対応するかなどの避難所運営を疑似体験するゲーム。
「1.17のつどい」 「ジュニア防災学習会」 (小学校PTA親子キャンプ)	防災福祉コミュニティの啓発活動の一環として実施する。	「1.17のつどい」等を通じて、小学校児童を対象に防災紙芝居や防災ゲーム、地震体験など、趣向を凝らした防災啓発活動(防災ジュニアの育成)。
防災講演会・防災講座 防災リーダー研修	定期的、継続的に実施する。	県・市の防災出前講座や消防機関の防災リーダー研修の活用、専門家・防災講演会の開催等による防災啓発活動。



常備し、効果的に活用しましょう！



おわりに

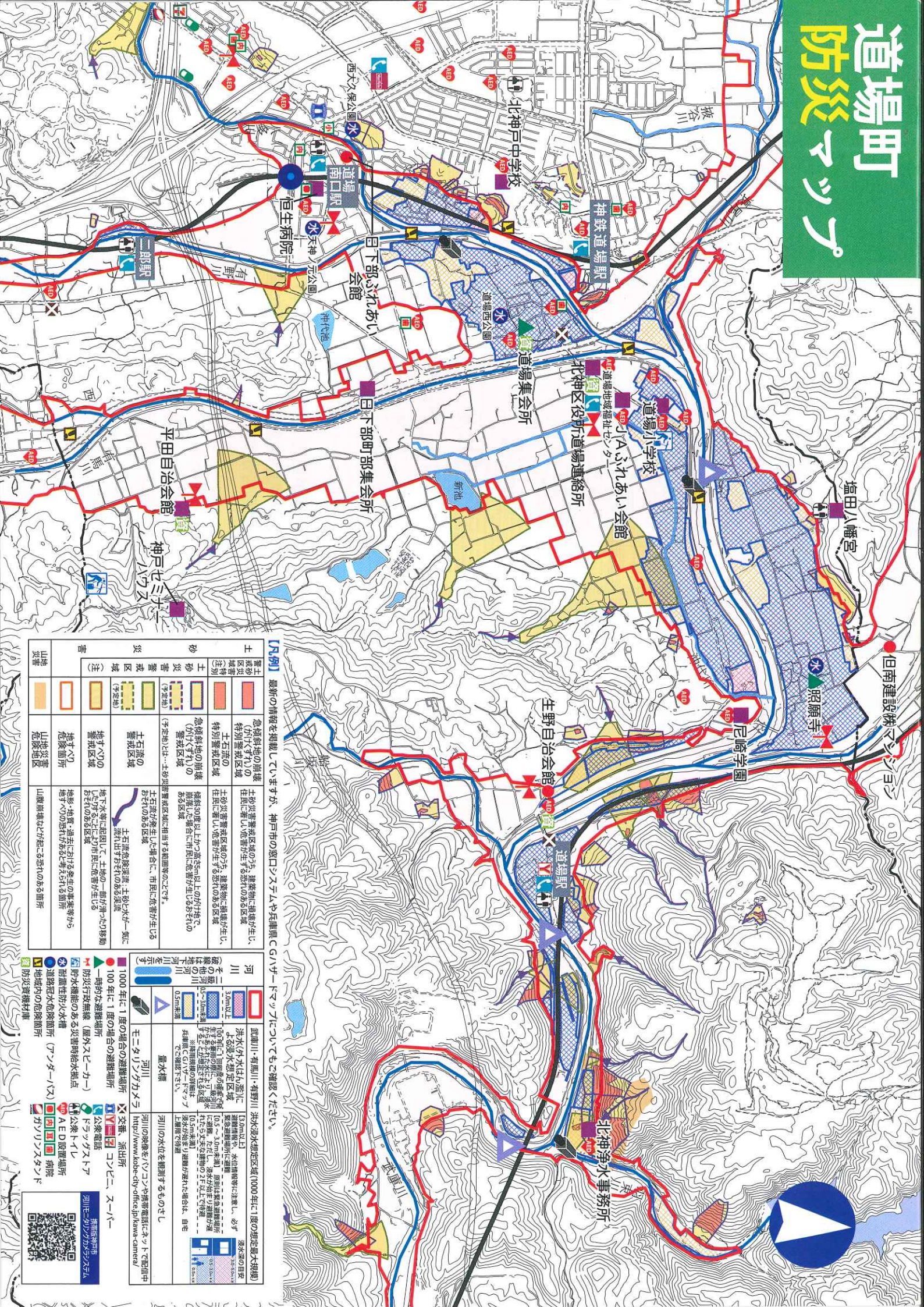
近年、全国各地で台風等の豪雨により想定をはるかに超える洪水災害や土砂災害が頻発しており、平成30年の西日本豪雨や平成31年の台風15号・台風19号では、西日本及び関東の幅広い地域で河川の氾濫や土砂崩れにより甚大な被害が発生している。道場地域でも、平成30年7月の西日本豪雨や8月の台風20号・21号では避難勧告が発令され、河川の護岸崩落や河床洗堀等の大きな被害を受けたところである。

こうした災害リスクの高い地域環境を踏まえて、いかにして地域防災力を向上させるか、いかにして地域に密着した防災活動を展開するかが喫緊の課題であることから、平成31年3月に自律を引き出すボトムアップ型の「道場町地区防災計画」を作成するとともに、同10月に新たな避難勧告等の情報発信の運用などを盛り込んだ地区防災計画(改訂版)を作成した。そして、今回は最新の情報を基に、見直し・改善を図った地区防災計画(第二次改訂版)を作成した。

地域の防災力を高める鍵は、“地域住民がどれだけ自分のこととして関心をもつか”にかかっており、この地区防災計画を“地域防災のバイブル”として、効果的に活用していきたいと考えている。



# 道場町 防災マップ



【凡例】最新の情報をご提供していますが、神戸市の窓口システムや兵庫県GISサーバーマップについてもご確認ください。

土砂災害		河川	
<p><b>土砂災害警戒区域(注)</b></p> <p>急傾斜地の崩壊(かたがずれ)の特別警戒区域</p> <p>土石流の特別警戒区域</p> <p>急傾斜地の崩壊(かたがずれ)の警戒区域</p> <p>(予定地)</p> <p>(予定地)</p>	<p>急傾斜地の崩壊(かたがずれ)の特別警戒区域</p> <p>土石流の特別警戒区域</p> <p>急傾斜地の崩壊(かたがずれ)の警戒区域</p> <p>(予定地)</p> <p>(予定地)</p>	<p>1000年に1度の場合の避難場所</p> <p>100年に1度の場合の避難場所</p> <p>一時避難場所</p> <p>非常時給水拠点</p> <p>非常時給水設備</p> <p>非常時給水設備(アンダーパス)</p> <p>非常時給水設備</p>	<p>1000年に1度の場合の避難場所</p> <p>100年に1度の場合の避難場所</p> <p>一時避難場所</p> <p>非常時給水拠点</p> <p>非常時給水設備</p> <p>非常時給水設備(アンダーパス)</p> <p>非常時給水設備</p>
<p>急傾斜地の崩壊(かたがずれ)の特別警戒区域</p> <p>土石流の特別警戒区域</p> <p>急傾斜地の崩壊(かたがずれ)の警戒区域</p> <p>(予定地)</p> <p>(予定地)</p>	<p>急傾斜地の崩壊(かたがずれ)の特別警戒区域</p> <p>土石流の特別警戒区域</p> <p>急傾斜地の崩壊(かたがずれ)の警戒区域</p> <p>(予定地)</p> <p>(予定地)</p>	<p>1000年に1度の場合の避難場所</p> <p>100年に1度の場合の避難場所</p> <p>一時避難場所</p> <p>非常時給水拠点</p> <p>非常時給水設備</p> <p>非常時給水設備(アンダーパス)</p> <p>非常時給水設備</p>	<p>1000年に1度の場合の避難場所</p> <p>100年に1度の場合の避難場所</p> <p>一時避難場所</p> <p>非常時給水拠点</p> <p>非常時給水設備</p> <p>非常時給水設備(アンダーパス)</p> <p>非常時給水設備</p>

